

第百四十回国会 厚生委員会 議 録 第 五 号

平成九年三月十八日(火曜日)
午後五時十三分開議

出席委員

委員長 町村 信孝君

理事 佐藤 剛男君

理事 津島 雄二君

理事 岡田 克也君

理事 五島 正規君

理事 荒井 広幸君

理事 大村 秀章君

理事 嘉数 知賢君

理事 鈴木 俊一君

理事 田村 憲久君

理事 能勢 和子君

理事 松本 純君

理事 井上 喜一君

理事 鴨下 一郎君

理事 福島 豊君

理事 矢上 雅義君

理事 米津 等史君

理事 石毛 鏡子君

理事 瀬古由起子君

理事 土屋 品子君

出席國務大臣

厚生 大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

厚生政務次官 鈴木 俊一君

厚生大臣官房長 近藤純五郎君

厚生省社会・援護局長 龜田 克彦君

委員外の出席者

議員 五島 正規君

議員 自見庄三郎君

議員 能勢 和子君

議員 松田 仁君

理事 住 博司君

理事 長勢 甚遠君

理事 山本 孝史君

理事 児玉 健次君

理事 伊吹 文明君

理事 奥山 茂彦君

理事 桜井 郁三君

理事 砂田 圭佑君

理事 根本 匠君

理事 青山 二三君

理事 山口 善徳君

理事 坂口 力君

理事 榊屋 敬悟君

理事 吉田 幸弘君

理事 家西 悟君

理事 枝野 幸男君

理事 中川 智子君

委員の異動

三月六日

辞任

家西 悟君

補欠選任

中川 智子君

同月十三日

辞任

中川 智子君

補欠選任

家西 悟君

同月十八日

辞任

安倍 晋三君

補欠選任

砂田 圭佑君

同日

辞任

荒井 広幸君

補欠選任

江渡 聡徳君

三月六日

医療保険制度の改悪反対、医療の充実に関する

請願(木島日出夫君紹介)(第四八八号)

同(中島武敏君紹介)(第四八九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六一一号)

介護保障の確立に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第四九〇号)

同(瀬古由起子君紹介)(第四九一号)

公的介護保障制度の早期確立に関する請願(平賀高成君紹介)(第四九二号)

同(木島日出夫君紹介)(第六一三号)

議員 山口 俊一君

議員 井上 喜一君

議員 福島 豊君

議員 矢上 雅義君

議員 土屋 品子君

厚生委員会調査室長 市川 喬君

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する

請願(辻第一君紹介)(第四九三号)

同(中路雅弘君紹介)(第四九四号)

同(藤木洋子君紹介)(第四九五号)

同(藤田スミ君紹介)(第四九六号)

同(木島日出夫君紹介)(第六一四号)

同(瀬古由起子君紹介)(第六一五号)

介護保障制度の確立と医療・福祉・年金の改善

に関する請願(東中光雄君紹介)(第四九七号)

国民健康保険制度の抜本改革に関する請願(飯

島忠義君紹介)(第四九八号)

同(江口一雄君紹介)(第四九九号)

同(河村建夫君紹介)(第五〇〇号)

同(原田昇左右君紹介)(第五〇一号)

同(福田康夫君紹介)(第五〇二号)

同(綿貫民輔君紹介)(第五〇三号)

同(飯島忠義君紹介)(第五〇四号)

同(桜井新君紹介)(第五〇五号)

同(宮下創平君紹介)(第五〇六号)

同(飯島忠義君紹介)(第六一七号)

同(石田勝之君紹介)(第六一八号)

同(河井克行君紹介)(第六一九号)

同(林義郎君紹介)(第六二〇号)

同(藤本孝雄君紹介)(第六二一号)

同(武蔵嘉文君紹介)(第六二二号)

若中年齢を含めた介護保険創設、医療保険改革

の見直しに関する請願(中桐伸五君紹介)(第五

〇四号)

同(村山富市君紹介)(第五〇五号)

援護関係諸法の国籍条項、戸籍条項撤廃、特別

立法制定に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第五

三九号)

同(上原康助君紹介)(第五四〇号)

同(岡田克也君紹介)(第五四一号)

同(木島日出夫君紹介)(第五四二号)

同(五島正規君紹介)(第五四三号)

同(佐々木秀典君紹介)(第五四四号)

同(瀬古由起子君紹介)(第五四五号)

同(仙谷由人君紹介)(第五四六号)

同(辻元清美君紹介)(第五四七号)

同(土井たか子君紹介)(第五四八号)

同(中川智子君紹介)(第五四九号)

同(山本孝史君紹介)(第五五〇号)

同(吉田幸弘君紹介)(第五五一号)

国民医療及び建設国保組合の改善に関する請願

(中川智子君紹介)(第五五二号)

同(畠山健治郎君紹介)(第五五三号)

同(濱田健一君紹介)(第五五四号)

健保本人一割自己負担・老人医療一部負担大幅

引き上げ反対、介護保障確立等に関する請願(瀬

古由起子君紹介)(第六〇九号)

同(吉田幸弘君紹介)(第六一〇号)

医療保障の充実、介護保障制度の確立に関する

請願(瀬古由起子君紹介)(第六一二号)

医療等の改善に関する請願(熊谷市雄君紹介

(第六一三号)

同(竹下登君紹介)(第六二四号)

同月十二日

医療保険制度改悪反対、公的介護保障の確立に

関する請願(木島日出夫君紹介)(第六五〇号)

国民医療及び建設国保組合の改善に関する請願

(赤松広隆君紹介)(第六五一号)

同(秋葉忠利君紹介)(第六五二号)

同(井上一成君紹介)(第六五三三三)

同(伊藤茂君紹介)(第六五四四)

同(伊藤忠治君紹介)(第六五五五)

同(池端清一君紹介)(第六五六六)

同(石井郁子君紹介)(第六五七七)

同(石橋大吉君紹介)(第六五七八)

同(岩田順介君紹介)(第六五九号)

同(上原康助君紹介)(第六六〇号)
同(大島章宏君紹介)(第六六一号)
同(大森猛君紹介)(第六六二号)
同(金子満広君紹介)(第六六三号)
同(木島日出夫君紹介)(第六六四号)
同(北沢清功君紹介)(第六六五号)
同(小林守君紹介)(第六六六号)
同(児玉健次君紹介)(第六六七号)
同(五島正規君紹介)(第六六八号)
同(穀田恵三君紹介)(第六六九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六七〇号)
同(佐々木陸海君紹介)(第六七一号)
同(志位和夫君紹介)(第六七二号)
同(瀬古由起子君紹介)(第六七三号)
同(仙谷由人君紹介)(第六七四号)
同(辻第一君紹介)(第六七五号)
同(辻元清美君紹介)(第六七六号)
同(寺前義君紹介)(第六七七号)
同(中沢健次君紹介)(第六七八号)
同(中路雅弘君紹介)(第六七九号)
同(中島武敏君紹介)(第六八〇号)
同(中西敏介君紹介)(第六八一号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第六八二号)
同(春名真章君紹介)(第六八三号)
同(東中光雄君紹介)(第六八四号)
同(平賀高成君紹介)(第六八五号)
同(不破哲三君紹介)(第六八六号)
同(深田肇君紹介)(第六八七号)
同(藤木洋子君紹介)(第六八八号)
同(藤田スミ君紹介)(第六八九号)
同(古堅実吉君紹介)(第六九〇号)
同(保坂展人君紹介)(第六九一号)
同(細川律夫君紹介)(第六九二号)
同(前島秀行君紹介)(第六九三号)
同(正森成二君紹介)(第六九四号)
同(松本善明君紹介)(第六九五号)
同(村山富市君紹介)(第六九六号)
同(矢島恒夫君紹介)(第六九七号)
同(山原健二郎君紹介)(第六九八号)

同(横光克彦君紹介)(第六九九号)
同(吉井英勝君紹介)(第七〇〇号)
同(赤松広隆君紹介)(第七〇一号)
同(井上一成君紹介)(第七〇二号)
同(池端清一君紹介)(第七〇三号)
同(五島正規君紹介)(第七〇四号)
同(土井たか子君紹介)(第七〇五号)
同(葉山峻君紹介)(第七〇六号)
同(国民健康保険制度の抜本改革に関する請願(玄葉光一郎君紹介)(第七〇七号)
同(河野太郎君紹介)(第七〇八号)
同(藤本孝雄君紹介)(第七〇九号)
同(稲葉大和君紹介)(第七一〇号)
同(田中和徳君紹介)(第七一一号)
同(野田聖子君紹介)(第七一二号)
同(稲葉大和君紹介)(第七一三号)
同(田中和徳君紹介)(第七一四号)
同(細川律夫君紹介)(第七一五号)
同(龜井久興君紹介)(第七一六号)
同(櫻内義雄君紹介)(第七一七号)
同(増田敏男君紹介)(第七一八号)
同(山口泰明君紹介)(第七一九号)
同(山本有二君紹介)(第七二〇号)
若中年層を含めた介護保険創設、医療保険改革の見直しに関する請願(井上一成君紹介)(第七二〇五号)
同(桑原豊君紹介)(第七二一六号)
同(中沢健次君紹介)(第七二二七号)
同(土井たか子君紹介)(第七二三八号)
医療保険制度の改悪反対、医療の充実に関する請願(正森成二君紹介)(第七二四九号)
同(鳩山邦夫君紹介)(第七二五〇号)
公的介護保険制度の早期確立に関する請願(正森成二君紹介)(第七二六一号)
安心して受けられる医療保険制度の拡充に関する請願(堀込征雄君紹介)(第七二七二号)
公的介護保険法におけるあん摩マッサージ指圧

師、はり師、きゅう師の地位確立に関する請願(坂上富男君紹介)(第七二八四号)
児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(石井郁子君紹介)(第七二八五号)
同(大森猛君紹介)(第七二八六号)
同(金子満広君紹介)(第七二八七号)
同(木島日出夫君紹介)(第七二八八号)
同(児玉健次君紹介)(第七二八九号)
同(穀田恵三君紹介)(第七三〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第七三一号)
同(佐々木陸海君紹介)(第七三二号)
同(志位和夫君紹介)(第七三三号)
同(瀬古由起子君紹介)(第七三四号)
同(辻第一君紹介)(第七三五号)
同(寺前義君紹介)(第七三六号)
同(中路雅弘君紹介)(第七三七号)
同(中島武敏君紹介)(第七三八号)
同(春名真章君紹介)(第七三九号)
同(東中光雄君紹介)(第七四〇号)
同(平賀高成君紹介)(第七四一号)
同(不破哲三君紹介)(第七四二号)
同(藤木洋子君紹介)(第七四三号)
同(藤田スミ君紹介)(第七四四号)
同(古堅実吉君紹介)(第七四五号)
同(正森成二君紹介)(第七四六号)
同(松本善明君紹介)(第七四七号)
同(矢島恒夫君紹介)(第七四八号)
同(山原健二郎君紹介)(第七四九号)
同(吉井英勝君紹介)(第七五〇号)
同月十四日
医療保険制度改悪反対、公的介護保険制度の確立に関する請願(木島日出夫君紹介)(第七五七号)
同(桑原豊君紹介)(第七五八四号)
同(坂上富男君紹介)(第七五九六号)
同(坂上富男君紹介)(第七五九八号)
葉書エイズの真相究明、恒久対策の充実、薬害根絶に関する請願(中川智子君紹介)(第七八七

八号)
同(中川智子君紹介)(第七九四七号)
同(児玉健次君紹介)(第七九七九号)
児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(安住淳君紹介)(第七九七九号)
同(藤田スミ君紹介)(第七九八〇号)
厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願(木島日出夫君紹介)(第七九八一号)
同(瀬古由起子君紹介)(第七九八二号)
同(志位和夫君紹介)(第七九八三号)
同(国民医療及び建設国保組合の改善に関する請願(中西敏介君紹介)(第七九八三三号)
国民健康保険制度の抜本改革に関する請願(松田義孝君紹介)(第七九八四号)
同(新藤義孝君紹介)(第七九八五号)
同(田中和徳君紹介)(第七九八六号)
同(津島雄二君紹介)(第七九八七号)
同(武藤嘉文君紹介)(第七九八八号)
同(横光克彦君紹介)(第七九八九号)
同(坂本剛三君紹介)(第七九四八号)
同(津島雄二君紹介)(第七九四九号)
同(武藤嘉文君紹介)(第七九五〇号)
同(遠藤武彦君紹介)(第七九八一号)
同(佐田玄一郎君紹介)(第七九八二号)
同(津島雄二君紹介)(第七九八三三号)
同(谷津義男君紹介)(第七九八四号)
同(柳沢伯夫君紹介)(第七九八五号)
医療等の改善に関する請願(愛知和男君紹介)(第七九八九〇号)
同(中谷元君紹介)(第七九八九一号)
同(堀之内久男君紹介)(第七九八九二号)
同(砂田圭佑君紹介)(第七九八九三三号)
同(中野正志君紹介)(第七九八九五二号)
同(大野松茂君紹介)(第七九八八六号)
同(加藤卓二君紹介)(第七九八八七号)
同(河本三郎君紹介)(第七九八八八号)
同(中野正志君紹介)(第七九八八九号)
同(松本純君紹介)(第七九八九〇号)
若中年層を含めた介護保険創設、医療保険改革

の見直しに關する請願(土井たか子君紹介)(第八九三號)

同(中沢健次君紹介)(第九五三號)

医療保險制度改悪反対、公的介護保障の確立に關する請願(桑原豊君紹介)(第八九四號)

長時間夜勤・二交代制導入反対、よい看護に關する請願(古川元久君紹介)(第九九一號)

高齢者医療費値上げ中止に關する請願(吉井英勝君紹介)(第九九二號)

は本委員会に付託された。

三月十二日

医療費の患者負担増額阻止に關する陳情書(奈良市二条町二の九の二林秀彦外五万九千九十七名)(第一〇五五號)

医療保險制度の改革等に關する陳情書(熊本市上京塚八二野原初五郎)(第一〇六六號)

産業廃棄物対策の充実強化に關する陳情書(東京都新宿区西新宿一の八の一東京都議会内熊本哲之)(第一〇七七號)

放課後児童クラブの法制化に關する陳情書(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内河村湊)(第一〇八八號)

食品等の安全確保に關する陳情書(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内河村湊)(第一〇九九號)

は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件

臓器の移植に關する法律案(中山太郎君外十三名提出、第百三十九回國會衆法第二二號)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七七號)

○町村委員長 これより會議を開きます。

第百三十九回國會、中山太郎君外十三名提出、臓器の移植に關する法律案を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。五島

正規君。

臓器の移植に關する法律案

(本号末尾に掲載)

○五島議員 ただいま議題となりました臓器の移植に關する法律案について、提出者を代表いたしまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

欧米諸国では、既に脳死をもつて人の死とすることが認められ、脳死体からの臓器移植は日常的な医療として完全に定着しており、年間九千件を超える心臓や肝臓の移植が行われております。その移植成績も、新しい免疫抑制剤の開発などにより年々向上しており、多くの患者がこの医療の恩恵を受けております。

アジア地域でも、一九八九年から一九九五年までの間に、心臓移植については韓国四十八例、シンガポール十四例、タイ七十七例、台湾九十四例が行われたところであります。

一方、我が国においては、脳死は人の死か、脳死体からの臓器移植は認められるのかについて議論があり、臓器移植以外では助からない多くの患者は、迫り来る死の影におびえつつ、移植を受けることができない日を一日千秋の思いで待ちわびながら、無念の涙をのんで死を待つておられるのが現状であります。ごく一部の方は移植を受けるためにやむを得ず海外に渡航しておられますが、海外においても多くの患者が移植を待つており、外国人である我が国の患者に対する門戸も徐々に狭まってきたと聞いております。こうしたことから、患者やその家族からは、我が国においても脳死体からの心臓や肝臓などの臓器の移植の道を開いていくことが強く求められております。

この問題につきましては、日本医師会生命倫理懇談会が、昭和六十三年一月、死の定義について、従来の心臓死のほかに脳の不可逆的機能喪失をもつて人間の個体死と認めてよいとの報告をいたしております。

この報告書においては、

脳の死については、厚生省研究班の判定基準を必要最小限の基準として大学病院等の倫理委員会において基本的事項を定め、これによって、疑義を残さないように慎重かつ確実に判定を行うべきであること、

脳の死による死の判定は、患者本人またはその家族の意思を尊重し、その同意を得て行うのが現状では適当であること、

脳の死による死の判定は、それが日本医師会等で一般的に認められるとともに、患者側の同意を得て、適切な方法で、医師によって確実になされるのであれば、それを社会的及び法的に正当なものと認めてよいと考えられること、

脳死判定による死亡時刻としては、初めの脳死判定時と、その後六時間ないしはそれ以上たつてからの脳死確認時とが考えられ、死亡診断書の死亡時刻はそのいずれによつてもよいが、死後の相続の問題に備えて、もう一方の時刻も診療録に記録するものとする、

臓器移植は、臓器提供者及び受容者本人、またはそれらの家族が十分な説明を受け、自由な意思で承認した場合に、日本移植学会の定める指針に従つて行うものとする、

以上の内容が盛り込まれているところであり、その後、平成四年一月に、臨時脳死及び臓器移植調査会が、脳死を人の死とすることについてはおおむね社会的に受容され合意されているといつてよいとした上で、一定の要件のもとに脳死体からの臓器移植を認めることを内容とする答申を提出しましたことは、皆様御承知のとおりでございます。

これを受けて、超党派の生命倫理研究議員連盟や各党・各会派の代表者から成る脳死及び臓器移植に關する各党協議会場で検討、協議を重ねられ、平成六年四月には、臓器の移植に關する法律案が本院に提出されました。その後、厚生委員会における参考人の意見聴取や、いわゆる地方公聴

会の開催が名古屋市、仙台市、福岡市の三カ所で行われたものの、必ずしも十分な審議が行われたとは言えない状況でございました。このため、昨年六月には、審議を促進し一日も早い法制化の実現を図るとともに、移植医療が広く国民に受け入れられ、浸透することを期待し、提出者から修正案が提出されましたが、昨年の秋の衆議院解散に伴い、残念ながら、この法律案は廃案となるに至りました。

しかしながら、人工臓器の開発がまだ十分でない今日、我が国においても、心臓、肝臓等の移植医療を国民の理解を得つつ適正な形で定着させ、人種国籍を問わず、人道的見地に立つて、移植を待つ患者を一人でも多く救済できるようにしていくことは、一刻の猶予も許されない緊急の課題であります。

我が国においても、角膜及び腎臓については既に移植が行われており、医療としても定着していることは、皆様御承知のとおりであります。

重度の腎臓障害により人工透析を受けている患者は、毎年約一万人ずつ増加してきており、現在では十五万人を超えるに至っております。これらの患者の方々は、人生を終えるまで人工透析を毎週受け続けるという大変な不自由な生活を強いられておりますが、腎臓の移植を受けた方々は生活の質が格段に改善され、多くの方が社会復帰を果たされているのであります。

このように、腎臓障害の患者の方々の生活を大きく改善させる腎臓移植であります。残念なことに、近年、その件数は減少傾向をたどっております。この背景には脳死・臓器移植問題の影響があるのではないかと指摘する声もあり、腎臓移植を含めた我が国の移植医療全体をさらに推進していくためにも、早期に脳死・臓器移植問題の解決を図つていかなければならないものと考えます。

このため、脳死体から臓器を摘出できることを明確にするとともに、臓器提供の承諾を初めとする臓器の移植に關する手続や臓器売買の禁止などを盛り込んだ包括的な臓器移植立法の一日も早い

成立がせむとも必要と考えております。

このように見地に立つて、平成六年四月に提出された法律案の内容に、昨年六月に提出された修正案の内容を加え、臓器の移植に関する法律案を再度提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、この法律は、移植医療の適正な実施に資することを目的とすることとしております。

第二に、臓器の提供に関する本人の意思は尊重されるべきことや、臓器の提供は任意にされたものでなければならぬことなどの臓器移植の基本的理念を定めております。

第三に、医師は、臓器提供についての承諾がある場合には、移植術に使用するため、脳死体を含む死体から臓器を摘出することができることとしております。ここで、脳死体とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された死体をいい、その判定は、一般に認められた医学的知見に基づき厚生省令で定めるところにより行うこととしております。

第四に、臓器提供の承諾についてであります。平成六年四月に提出された法律案では、本人の意思が不明等の場合においても、遺族が書面により承諾しているときには臓器の摘出ができることとされておりましたが、この法律案では、この部分を削除し、本人が生前に臓器提供の意思を書面により表示しており、かつ遺族が拒まない場合または遺族がないときにはのみ臓器の摘出ができることとしております。ただし、当分の間の経過措置として、角膜及び腎臓については、本人の意思が不明等の場合で、遺族が書面により承諾したときは、脳死体以外の死体からの摘出も行うことができることとしております。

第五に、臓器の移植に関する記録の作成及び保存義務並びにその閲覧について定めております。第六に、臓器売買及び臓器の有償あっせんについては、これを禁止することとしております。

第七に、衆として臓器のあっせんをしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならないこととしております。

第八に、平成六年四月に提出された法律案においては、法律の施行後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべき旨が規定されておりましたが、本法律案では、この法律の施行後、三年を目途として検討が加えられることとしております。

このほか、必要な罰則規定等を定めるとともに、この法律の制定に伴い、現行の角膜及び腎臓の移植に関する法律は廃止することとしております。なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を経過した日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重かつ十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○町村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○町村委員長 次に、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小泉国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しましては、その置かれた状況にかんがみ、年金の支給を初め各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところであり、平成九年度においても、年金等

の支給額を引き上げることにより戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護の一層の充実を図ろうとするものであります。

改正の内容は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正し、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○町村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十九日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

臓器の移植に関する法律案
臓器の移植に関する法律

第一条 この法律は、臓器の移植についての基本的理念を定めるとともに、臓器の機能に障害がある者に対し臓器の機能の回復又は付与を目的として行われる臓器の移植術（以下単に「移植術」という。）に使用されるための臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正な実施に資することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

3 臓器の移植は、移植術に使用されるための臓器が人道的精神に基づいて提供されるものであることにかんがみ、移植術を必要とする者に対して適切に行われなければならない。

4 移植術を必要とする者に係る移植術を受ける機会が、公平に与えられるよう配慮されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（医師の責務）

第四条 医師は、臓器の移植を行うに当たっては、診療上必要な注意を払うとともに、移植術を受ける者又はその家族に対し必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

（定義）

第五条 この法律において「臓器」とは、人の心臓、肺、肝臓、腎臓その他厚生省令で定める内臓及び眼球をいう。

（臓器の摘出）

第六条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死体を含む。以下同じ）から摘出することができる。

2 前項に規定する「脳死体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された死体をいう。

3 前項の判定は、一般に認められている医学的知見に基づき厚生省令で定めるところにより、行うものとする。

（臓器の摘出の制限）

第七条 医師は、前条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十三号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければならない。

臓器が終了した後でなければならない。

を摘出してはならない。

(礼意の保持)

第八条 第六条の規定により死体から臓器を摘出するに当たっては、礼意を失わないうつ特に注意しなければならない。

(使用されなかつた部分の臓器の処理)

第九条 病院又は診療所の管理者は、第六条の規定により死体から摘出された臓器であつて、移植術に使用されなかつた部分の臓器を、厚生省令で定めるところにより処理しなければならない。

(記録の作成、保存及び閲覧)

第十条 医師は、第六条第二項の判定(当該判定に係る死体から同条の規定により臓器が摘出された場合における同項の判定に限る)、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術(以下この項において「判定等」という。)を行った場合には、厚生省令で定めるところにより、判定等に関する記録を作成しなければならない。

2 前項の記録は、病院又は診療所に勤務する医師が作成した場合にあつては当該病院又は診療所の管理者が、病院又は診療所に勤務する医師以外の医師が作成した場合にあつては当該医師が、五年間保存しなければならない。

3 前項の規定により第一項の記録を保存する者は、移植術に使用されるための臓器を提供した遺族その他の厚生省令で定める者から当該記録の閲覧の請求があつた場合には、厚生省令で定めるところにより、閲覧を拒むことについて正当な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

(臓器売買等の禁止)

第十一条 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあることを若しくはあつてせんをしたこととの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあることを若しくはあつてせんを受けたこととの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

5 何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知つて、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。

6 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあつてせんをすることに関し通常必要であると認められるものは、含まれない。

(業として行う臓器のあつてせんの許可)

第十二条 業として移植術に使用されるための臓器(死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。)を提供すること又はその提供を受けることのあることを(以下「業として行う臓器のあつてせん」という。)をしようとする者は、厚生省令で定めるところにより、臓器の別ごとに、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の許可をしてはならない。

一 営利を目的とするおそれがあると認められる者

二 業として行う臓器のあつてせんに当たつて当該臓器を使用した移植術を受ける者の選択を公平かつ適正に行わないおそれがあると認められる者

(秘密保持義務)

第十三条 前条第一項の許可を受けた者(以下「臓器あつてせん機関」という。)若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、業として行う臓器のあつてせんに関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第十四条 臓器あつてせん機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関する事項を記載しなければならない。

2 臓器あつてせん機関は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第十五条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あつてせん機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、臓器あつてせん機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指示)

第十六条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あつてせん機関に対し、その業務に関し必要な指示を行うことができる。

(許可の取消し)

第十七条 厚生大臣は、臓器あつてせん機関が前条の規定による指示に従わないときは、第十二条

第一項の許可を取り消すことができる。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき厚生省令を制定し、又は改廃する場合においては、その厚生省令で、その制定又は改廃に伴い合理的な必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(罰則)

第二十条 第十一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

第二十一条 第十二条第一項の許可を受けないで、業として行う臓器のあつてせんをした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反した者

二 第十条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

三 第十三条の規定に違反した者

四 第十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

五 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前条第一項第三号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十四条 第二十条第一項の場合において供与を受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討等）

第二条 この法律による臓器の移植については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

2 政府は、ドナーカードの普及及び臓器移植ネットワークの整備の方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 関係行政機関は、第七條に規定する場合において同条の死体が第六條第二項の脳死体であるときは、当該脳死体に対する刑事訴訟法第二百二十九條第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続と第六條の規定による当該脳死体からの臓器の摘出との調整を図り、犯罪捜査に関する

活動に支障を生ずることなく臓器の移植が円滑に実施されるよう努めるものとする。

（角膜及び腎臓の移植に関する法律の廃止）

第三条 角膜及び腎臓の移植に関する法律（昭和五十四年法律第六十三号）は、廃止する。（経過措置）

第四条 医師は、当分の間、第六條第一項に規定する場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第二項の脳死体以外の死体から摘出することができる。

2 前項の規定により死体から眼球又は腎臓を摘出する場合においては、第七條中「前条」とあるのは「附則第四條第一項」と、第八條及び第九條中「第六條」とあるのは「附則第四條第一項」と、第十條第一項中「同条の規定による」とあるのは「附則第四條第一項の規定による」と読み替へて、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第五条 この法律の施行前に附則第三條の規定による廃止前の角膜及び腎臓の移植に関する法律（以下「旧法」という。）第三條第三項の規定による遺族の書面による承諾を受けている場合（死亡した者が生存中にその眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合であつて、この法律の施行前に角膜又は腎臓の摘出に着手していなかったときを除く。）又は同項ただし書の場合に該当していた場合の眼球又は腎臓の摘出については、なお従前の例による。

第六条 旧法第三條の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる眼球又は腎臓の摘出に係る旧法第三條の規定を含む。次条及び附則第八條において同じ。）により摘出された

眼球又は腎臓の取扱いについては、なお従前の例による。

第七条 旧法第三條の規定により摘出された眼球又は腎臓であつて、角膜移植術又は腎臓移植術に使用されなかった部分の眼球又は腎臓のこの法律の施行後における処理については、当該摘出された眼球又は腎臓を第六條の規定により死体から摘出された臓器とみなし、第九條の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第八条 旧法第三條の規定により摘出された眼球又は腎臓を使用した移植術がこの法律の施行後に行われた場合における当該移植術に関する記録の作成、保存及び閲覧については、当該眼球又は腎臓を第六條の規定により死体から摘出された臓器とみなし、第十條の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第八條の規定により業として行う眼球又は腎臓の提供のあっせんを受け付けている者は、第十二條第一項の規定により当該臓器について業として行う臓器のあっせんを受け付けた者とみなす。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他政令で定める法律（以下「医療給付関係各法」という。）の規定に基づく医療（医療に要する費用の支給に係る当該医療を含む。以下同じ。）の給付（医療給付関係各法に基づく命令の規定に基づくものを含む。以下同じ。）に継続して、第六條第二項の脳死体への処置がされた場合は、当分の間、当該処置は当該医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなす。

2 前項の処置に要する費用の算定は、医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付に係る費用の算定方法の例による。

3 前項の規定によることを適当としないときの

費用の算定は、同項の費用の算定方法を定める者が別に定めるところによる。

4 前二項に掲げるもののほか、第一項の処置に関しては、医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付に準じて取り扱うものとする。

（厚生省設置法の一部改正）

第十二条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第四十号中「角膜及び腎臓の移植に関する法律（昭和五十四年法律第六十三号）」を「臓器の移植に関する法律（平成八年法律第 号）」に改める。

第六條第四十号中「角膜及び腎臓の移植に関する法律」を「臓器の移植に関する法律」に、「眼球又は腎臓の提供」を「臓器」に改める。

理 由

移植医療の置かれていた状況等にかんがみ、人道的見地に立つて、臓器の移植が臓器提供の意思を生かしつつ移植術を必要とする者に対して適切に行われるようにするため、臓器の移植について、本人の臓器提供に関する生前の意思の尊重、移植機会の公平性の確保等の基本的理念を定め、並びに国、地方公共団体及び医師の責務を明らかにするとともに、臓器の範囲、脳死体を含む死体からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作成、保存及び閲覧、臓器売買等の禁止、臓器あっせん機関に対する規制及び監督等について必要な事項を定め、もつて移植医療の適正な実施に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。第八條第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三、九二二、四〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五、六〇二、〇〇〇円
第二項症	四、六六八、〇〇〇円
第三項症	三、八四四、〇〇〇円
第四項症	三、〇四二、〇〇〇円
第五項症	二、四六二、〇〇〇円
第六項症	一、九九〇、〇〇〇円
第一款症	一、八一三、〇〇〇円
第二款症	一、六五〇、〇〇〇円
第三款症	一、三三四、〇〇〇円
第四款症	一、〇六五、〇〇〇円
第五款症	九四一、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、九八九、七〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、二七一、〇〇〇円
第二項症	三、五六二、三〇〇円
第三項症	二、九四四、一〇〇円
第四項症	二、三三三、七〇〇円
第五款症	一、八九七、九〇〇円
第六項症	一、五三八、〇〇〇円
第一款症	一、三九八、一〇〇円
第二款症	一、二七二、五〇〇円
第三款症	一、〇三三、一〇〇円
第四款症	八二六、八〇〇円
第五款症	七二七、二〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

第三款症	三、一三三、九〇〇円
第四款症	二、六五六、二〇〇円
第五款症	二、一三一、二〇〇円

第二十六条第一項中「百八十九万二千六百円」を「百九十万八千八百円」に改める。
第二十七条第一項中「百八十九万二千六百円」を「百九十万八千八百円」に改め、同条第三項の表中「四六九、九一〇円」を「四七四、二一〇円」に、「三七三、八一〇円」を「三七七、三一〇円」に、「二五八、五一〇円」を「二六一、一〇円」に改める。

附 則
この法律は、平成九年四月一日から施行する。

理 由
戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第百三十六回国会厚生委員会議録第三十一号
(その二) 中止誤

ページ 段 行 誤 正
三 三 三 BVHD GVHD

平成九年三月二十五日印刷

平成九年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局